

第 1 部 組 織 関 係

1 裁判所の組織

憲法 76 条 1 項では、「すべて司法権は、最高裁判所及び法律の定めるところにより設置する下級裁判所に属する。」と定められています。この規定を受け、裁判所法が、下級裁判所として高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の 4 種類の裁判所を設け（裁判所法 2 条 1 項）、それぞれの裁判所が扱う事件を定めています。

そして、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律により、具体的な下級裁判所の名称、所在地及び管轄区域が定められています。

また、検察審査会法 1 条では、「政令で定める地方裁判所及び地方裁判所支部の所在地に検察審査会を置く。」と定められています。この規定を受け、検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令により、検察審査会を置くべき地方裁判所及び地方裁判所支部並びに検察審査会の名称及び管轄区域が定められています。

§ 1 裁判所の種類及び数並びに検察審査会の数

最高裁判所		1	
高等裁判所	本 庁	8	
	支 部	6	(注 1)
地方裁判所	本 庁	5 0	
	支 部	2 0 3	(注 2)
家庭裁判所	本 庁	5 0	
	支 部	2 0 3	(注 3)
	出張所	7 7	
簡易裁判所	地方裁判所本庁又は支部に併置された簡易裁判所	2 5 3	4 3 8
	その他の簡易裁判所（独立簡易裁判所）	1 8 5	
検察審査会	地方裁判所本庁所在地	6 7 (注 4)	1 6 5
	地方裁判所支部所在地	9 8	

(注)

- 1 6 支部のほか、東京高等裁判所には、特別の支部として、知的財産高等裁判所が置かれている。
- 2 合議事件を取り扱う支部 6 3 庁
- 3 (1) 少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う支部 1 0 2 庁
(2) 合議事件を取り扱う支部 6 3 庁
- 4 東京には 6 庁、大阪には 4 庁、横浜には 3 庁、さいたま、千葉、京都、神戸、名古屋、広島及び福岡には各 2 庁

§ 2 下級裁判所及び検察審査会の名称

凡 例

- (1) 簡易裁判所の欄中「×」は、事務移転庁であることを示す。
- (2) 合議事件欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
ただし、裁判員裁判対象事件は、地方裁判所の本庁、東京地方裁判所立川支部、横浜地方裁判所小田原支部、静岡地方裁判所沼津支部、静岡地方裁判所浜松支部、長野地方裁判所松本支部、大阪地方裁判所堺支部、神戸地方裁判所姫路支部、名古屋地方裁判所岡崎支部、福岡地方裁判所小倉支部及び福島地方裁判所郡山支部のみで取り扱い、その他の支部では取り扱わない。
- (3) 少年事件欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判に関する事務を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
- (4) 各高等裁判所、地方裁判所及び家庭裁判所の支部、家庭裁判所の出張所並びに検察審査会は、簡易裁判所欄記載の簡易裁判所の管轄区域をその管轄区域としている。

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
東京	知的財産高等裁判所（注１）							
	東京			とうきょう 東京	東京	東京	東京第一 東京第二 東京第三 東京第四 東京第五 東京第六	
			八丈島	はちじょうじま 八丈島				
			伊豆大島	いずおおしま にいじま 伊豆大島 新島				
		立川		たちかわ はちおうじ むさしの おうめ まちだ 立川 八王子 武蔵野 青梅 町田	立川	立川	立川	
	横浜			よこはま 横浜	横浜	横浜	横浜第一 横浜第二 横浜第三	
			相模原	さがみはら 相模原				
			川崎	かわさき 川崎				
			横須賀	よこすか 横須賀				
			小田原	おだわら ひらつか あつぎ 小田原 平塚 厚木				
	さいたま			さいたま かわぐち おおみや さいたま 川口 大宮	さいたま	さいたま	さいたま第一 さいたま第二	
			久喜	くき 久喜				
			越谷	こしがや 越谷				
			川越	かわごえ ところざわ 川越 所沢				
			飯能	はんのう 飯能				
	千葉			ちば 千葉	千葉	千葉	千葉第一 千葉第二	
			市川	いしかわ 市川				
			佐倉	さくら 佐倉				
			いちのみや 一宮	ちばいちのみや 千葉一宮				
			松戸	まつど 松戸				
	水戸			きさらづ 木更津	水戸	水戸	水戸	
			館山	たてやま 館山				
			八日市場	ようかいちば ちようし とうがね 八日市場 銚子 東金				
			佐原	さわら 佐原				
			日立	みと かさま ひたちおた 水戸 笠間 常陸太田				
		土浦		つちうら いしおか 土浦 石岡	土浦	土浦	土浦	
		龍ヶ崎		りゅうがさき とりで 龍ヶ崎 取手				

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
東京		水戸	麻生		あそう 麻生	土浦	土浦	土浦
			下妻		しもつま 下妻 しもだて 下館 古河	下妻	下妻	下妻
		宇都宮	真岡		うつのみや 宇都宮	宇都宮	宇都宮	宇都宮
			大田原		もおたわら 大田原			大田原
			栃木		とちぎ おやま 栃木 小山	栃木	栃木	栃木
			足利		あしかが 足利	足利	足利	足利
		前橋		中之条	まえばし いせさき 前橋 伊勢崎		前橋	前橋
			沼田		なかのじょう 中之条	前橋		
			太田		あまた 沼田		太田	太田
			桐生		おおた たてばやし 太田 館林			
			高崎		きりゆづ 桐生			
					たかさき ふじおか ぐんまとみおか 高崎 藤岡 群馬富岡	高崎	高崎	高崎
		静岡		島田	しずおか しみず 静岡 清水	静岡	静岡	静岡
			沼津		しまだ 島田			
			熱海		ぬまづ みしま 沼津 三島	沼津	沼津	沼津
			富士		あつみ 熱海			
			下田		ふ じ 富士			
			浜松		しもだ 下田	浜松	浜松	浜松
			掛川		はままつ 浜松			
					かけがわ 掛川			
		甲府	都留		こうふ かじかざわ 甲府 鯉沢	甲府	甲府	甲府
		長野		飯山	つる ふじよしだ 都留 富士吉田	都留	都留	都留
			上田		ながの 長野	長野	長野	長野
			佐久		いいやま 飯山	上田	上田	上田
			松本	木曾福島	うえだ 上田			
			大町		さく 佐久	松本	松本	松本
			諏訪		まつもと 松本			
			飯田		き そ ふくしま 木曾福島	飯田	飯田	飯田
			伊那		おおまち 大町			
					すわ おかや 諏訪 岡谷			
		新潟	三条		いいだ 飯田			
			新発田	村上	いな 伊那			
			佐渡		にいがた にいつ 新潟 新潟	新潟	新潟	新潟
			長岡		さんじょう 三条			
			十日町		しば た 新発田			

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
東京		新潟	長岡	柏崎 南魚沼	かしわざき 柏崎 みなみうおぬま 南魚沼	長岡	長岡	長岡
			高田	糸魚川	たかた 高田 いといがわ 糸魚川	高田	高田	高田
計	1	11	46	16	107	31	39	44
大阪		大阪			おおさか おおさかいけだ とよなか すいた いばらき 大阪 大阪池田 豊中 吹田 茨木 ひがしおおさか ひらかた 東大阪 枚方	大阪	大阪	大阪第一 大阪第二 大阪第三 大阪第四
			堺		さかい とんだばやし はびきの 堺 富田林 羽曳野	堺	堺	堺
			岸和田		きしわだ さの 岸和田 佐野			岸和田
		京都			きょうと ふしみ うきょう むこうまち きづ うじ 京都 伏見 石京 向日町 木津 宇治	京都	京都	京都第一 京都第二
			園部		そのべ かめおか 園部 亀岡			
			舞鶴		まいづる 舞鶴			舞鶴
			宮津		みやづ きょうたんご 宮津 京丹後	舞鶴	舞鶴	宮津
			福知山		ふくちやま 福知山			舞鶴
		神戸			こうべ 神戸	神戸	神戸	神戸第一 神戸第二
			明石		あかし 明石			
			伊丹		いたみ 伊丹			伊丹
			柏原		かいばら さきやま 柏原 篠山			
			洲本		すもと 洲本		洲本	神戸第一 神戸第二
			尼崎		あまがさき にしのみや 尼崎 西宮	尼崎	尼崎	
			姫路		ひめじ かこがわ 姫路 加古川			
			社		やしろ 社	姫路	姫路	姫路
			龍野		たつの 龍野			
		奈良			とよおか 豊岡	豊岡	豊岡	豊岡
			葛城		はまさか 浜坂			
			五條	吉野	なら 奈良 かつらぎ うた 葛城 宇陀 ごじょう 五條 よしの 吉野	奈良	奈良	奈良
		大津			おおつ こうか 大津 甲賀	大津	大津	大津
			彦根	高島	たかしま 高島			彦根
			長浜		ひこね ひがしおうみ 彦根 東近江 ながはま 長浜			長浜
		和歌山			わかやま ゆあさ 和歌山 湯浅 みょうじ はしもと 妙寺 橋本	和歌山	和歌山	和歌山
			御坊		ごぼう 御坊			
			田辺		たなべ くしもと 田辺 串本	田辺	田辺	田辺
			新宮		しんぐう 新宮		新宮	
計		6	22	4	57	13	16	22

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会		
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所						
名古屋	名古屋	名古屋			なごや かすがい せと つしま 名古屋 春日井 瀬戸 津島	名古屋	名古屋	名古屋第一 名古屋第二		
			半田		はんだ 半田			半田		
			一宮		いちのみや いぬやま 一宮 犬山	一宮	一宮	一宮		
			岡崎		おかざき あんじょう とよた 岡崎 安城 豊田	岡崎	岡崎	岡崎		
			豊橋		とよはし しんしろ 豊橋 新城	豊橋	豊橋	豊橋		
		津			つ すずか 津 鈴鹿	津	津	津		
			松阪		まつさか 松阪			伊賀		
			伊賀		いが 伊賀			伊勢		
			伊勢		い せ 伊勢			伊勢		
			熊野		くまの 熊野			津		
			尾鷲		おわせ 尾鷲					
		四日市		よっかいち くわな 四日市 桑名	四日市	四日市	四日市			
		岐阜			ぎふ 岐阜	岐阜	岐阜	岐阜		
				郡上	ぐじょう 郡上					
			多治見		たじみ 多治見					
				中津川				なかつがわ 中津川	多治見	
			御嵩		みたけ 御嵩					
			大垣		おおがき 大垣			大垣		
	高山			たかやま 高山	高山					
	金沢	福井			ふくい おおの 福井 大野	福井	福井			
			武生		たけふ 武生					
			敦賀		つるが 敦賀					
				小浜				おぼろ 小浜		
		金沢			かなざわ 金沢	金沢	金沢	金沢		
			小松		こまつ 小松					
			七尾		ななお 七尾					
			輪島		わじま 輪島			七尾		
		珠洲			すず 珠洲					
			富山			とやま 富山	富山	富山	富山	
				魚津		うおづ 魚津				
				高岡		たかおか 高岡			高岡	
		砺波				となみ 砺波			高岡	
		計	1	6	20	6	42	11	16	18
		広島	広島	広島			ひろしま ひがしひろしま か べ おおたけ 広島 東広島 可部 大竹	広島	広島	広島第一 広島第二
					三次		みよし しょうばら 三次 庄原	三次	三次	
					呉		くれ たけはら 呉 竹原	呉	呉	
福山						ふくやま ふちゅう 福山 府中	福山	福山		
尾道					おののみち 尾道	福山	尾道			
山口					やまぐち ほうふ 山口 防府	山口	山口	山口		

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会		
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所						
広島	山口	山口	宇部	船木	うべ 宇部	山口	山口	山口		
			周南		ふなき 船木			周南		
			萩		しゅうなん 周南			萩		
			岩国	柳井	はぎ ながと 萩 長門			岩国		
			下関		いわくに 岩国			岩国		
	岡山	岡山		玉野	おかやま たかはし 岡山 高梁	岡山	岡山	岡山		
				児島	たまの 玉野					
			倉敷	玉島	くらしき 倉敷			倉敷		
			笠岡	かさおか 笠岡						
			新見	にいみ 新見				岡山		
			津山	つやま かつやま 津山 勝山				津山		
			松江	鳥取	倉吉				とっとり 鳥取	鳥取
	米子				くらよし 倉吉	米子	米子	米子		
					よなご 米子					
	松江			雲南	まつえ 松江	松江	松江	松江		
		出雲			うんなん 雲南					
		浜田		川本	いずも 出雲					
					はまだ 浜田					
		益田			かわもと 川本					
		西郷			ますだ 益田					
	計		2	5	18	8	41	10	13	18
	福岡	福岡		甘木	ふくおか むなかた 福岡 宗像	福岡	福岡	福岡第一 福岡第二		
			飯塚		あまぎ 甘木					
			直方		いづか 飯塚			飯塚		
			田川		の おがた 直方					
久留米				たがわ 田川	久留米					
八女				くるめ 久留米 うきは						
柳川				やめ 八女	柳川					
大牟田				やながわ 柳川						
小倉				お おむた 大牟田						
行橋				こくら おりお 小倉 折尾	小倉					
佐賀			武雄					さが とす 佐賀 鳥栖	佐賀	佐賀
		鹿島			たけお 武雄	佐賀				
					かしま 鹿島					

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
福岡		佐賀	武雄 唐津		伊万里 からつ 唐津	佐賀	唐津	佐賀
		長崎			ながさき 長崎	長崎	長崎	長崎
			大村	諫早	おおむら 大村 いさはや 諫早			
			島原		しまばら 島原			
			五島	新上五島	ごとう 五島 しんかみごとう 新上五島		五島	五島
			厳原		いづはら 厳原		厳原	厳原
			佐世保	上県	かみあがた 上県			
			平戸		ひらど 平戸	佐世保	佐世保	佐世保
			杵岐		い 杵岐		杵岐	厳原
		大分			おおいた べつぶ うすき 大分 別府 臼杵	大分	大分	大分
			杵築		きつき 杵築			
			佐伯		さいき 佐伯	中津	中津	中津
			竹田		たけだ 竹田			
			中津	豊後高田	なかつ 中津 ぶんごたかだ 豊後高田		中津	中津
		熊本			ひ た 日田	熊本		大分
				御船	くまもと うき 熊本 宇城		熊本	熊本
			阿蘇		あそ 阿蘇			
			高森		たかもり 高森			
			玉名		たまな あらお 玉名 荒尾			
			山鹿		やまが 山鹿		八代	八代
			八代	水俣	やつしろ 八代 みなまた 水俣			
			人吉		ひとよし 人吉		天草	熊本
			天草	牛深	あまくさ 天草 うしぶか 牛深	鹿児島	鹿児島	鹿児島
	宮崎	鹿児島		種子島	かごしま いじゅういん 鹿児島 伊集院			
				屋久島	たねがしま 種子島 やくしま 屋久島			
			知覧	指宿	ちらん か せ だ 知覧 加世田			
			加治木	大口	いさすき 指宿 か じ き 加治木			
			川内		おおくら 大口 せんだい いずみ こしきしま 川内 出水 飫島			
			鹿屋		かのや おおすみ 鹿屋 大隅			鹿屋

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
福岡	宮崎	宮崎	名瀬	徳之島	名瀬 とくのしま 徳之島	名瀬	名瀬	名瀬
			日南		みやざき さいと 宮崎 西都 にちなん 日南	宮崎	宮崎	宮崎
			都城		みやこのじょう 都城 小林	都城	都城	都城
			延岡	日向 高千穂	のべおか 延岡 ひゅうが 日向 たかちほ 高千穂	延岡	延岡	延岡
	那覇	那覇	名護		な は 那覇 なご 名護	那覇	那覇	那覇
			沖縄		おきなわ 沖縄	沖縄	沖縄	沖縄
			平良		ひらら 平良	平良	平良	平良
			石垣		いしがき 石垣	石垣	石垣	石垣
	計	2	8	41	17	82	18	26
								24
仙台	仙台	仙台	大河原		せんたい 仙台 おおがわら 大河原	仙台	仙台	仙台
			古川		ふるかわ 古川 築館	仙台	古川	古川
			登米		とめ 登米			
			石巻		いしのまき 石巻		石巻	仙台
			気仙沼		けせんぬま 気仙沼			
	福島	福島	相馬		ふくしま 福島 そうま 相馬	福島	福島	福島
			郡山		こおりやま 郡山	郡山	郡山	郡山
			白河		しろかわ 白河		白河	
			棚倉		たなぐら 棚倉			
			会津若松		あいづわかまつ 会津若松	会津若松	会津若松	会津若松
			田島		たじま 田島			
	山形	山形	いわき		いわき ふくしまとみおか いわき 福島富岡×（注2）	いわき	いわき	いわき
			新庄		やまがた 山形 しんじょう 新庄	山形	山形	山形
			米沢		よねざわ 米沢		米沢	米沢
			赤湯		あかゆ 赤湯			
			長井		ながい 長井			
			鶴岡		つるおか 鶴岡	鶴岡	鶴岡	鶴岡
秋田	盛岡	盛岡	酒田		さかた 酒田	盛岡	盛岡	盛岡
			花巻		もりおか 盛岡 はなまき 花巻			
			二戸		にのへ 二戸	盛岡	盛岡	二戸
			遠野	久慈	くじ 久慈 とのお 遠野 かまいし 釜石			盛岡

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
仙台	盛岡	盛岡	宮古		みやこ 宮古	盛岡	宮古	盛岡
			一関		いちのせき 一関		一関	一関
			水沢	大船渡	おおふなと 大船渡			
	秋田	秋田			あきた おが 秋田 男鹿	秋田	秋田	秋田
			本荘		ほんじょう 本荘			
			能代		のしろ 能代	大館	大館	大館
			大館	鹿角	おおだて 大館			
			大曲		かづの 鹿角	大曲	大曲	大曲
			横手	角館	おおまがり 大曲			
	秋田	青森			かくのだて 角館	青森	青森	青森
			弘前		あきと 横手			
			五所川原		あおもり 青森	弘前	弘前	弘前
			八戸		むつ むつ			
			十和田		のへじ 野辺地	八戸	八戸	八戸
					あじがさわ 五所川原 鰺ヶ沢			
					はちのへ 八戸			
					とわだ 十和田			
計	1	6	29	10	51 (× 1)	14	23	20
札幌	札幌	札幌	浦河	静内	さっぽろ 札幌	札幌	札幌	札幌
			苦小牧		うらかわ 浦河			
			室蘭		しずない 静内	室蘭	室蘭	室蘭
			岩見沢	夕張	なまこまい 苦小牧			
			滝川		むろらん だて 室蘭 伊達	岩見沢	岩見沢	岩見沢
			小樽		いわみざわ 岩見沢			
			岩内		ゆうばり 夕張	小樽	小樽	小樽
					たきかわ 滝川			
	函館	函館		松前	おたる 小樽	函館	函館	函館
				八雲	いわない 岩内			
				寿都	はこだて 函館			
			江差		まつまえ 松前			
	旭川	旭川		深川	やくも 八雲	旭川	旭川	旭川
				富良野	すつつ 寿都			
			留萌		えさし 江差			
			稚内		あさひかわ 旭川			
					ふかがわ 深川			
					ふの 富良野			
					るもい 留萌			
					わっかない 稚内			

高等裁判所		地方・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所	合議事件	少年事件	検察審査会
本庁	支部	本庁	支部	家裁出張所				
札幌	旭川	稚内	天塩	天塩	てしお 天塩	旭川	旭川	旭川
			紋別		もんべつ 紋別			
			名寄		なよ 名寄			
	釧路	根室	中頓別	中頓別	なかとんべつ 中頓別	釧路	釧路	釧路
					くしろ 釧路			
					ねむろ 根室			
			標津	標津	しべつ 標津			
			帯広	帯広	おびひろ 帯広			
			本別	本別	ほんべつ 本別			
		北見			きたみ 北見			
			遠軽	遠軽	えんがる 遠軽			
		網走			あばしり 網走			
計		4	16	12	33	9	10	9
高松	高松			土庄	たかまつ 高松	高松	高松	高松
			丸亀	丸亀	まるがめ 丸亀			
			観音寺	観音寺	くわんおんじ 観音寺			
	徳島	阿南			とくしま なんと よしのがわ 徳島 鳴門 吉野川	徳島	徳島	徳島
				牟岐	あなん 阿南			
			美馬	美馬	むぎ 牟岐			
	高知				みま 美馬	高知	高知	高知
			安芸	安芸	こうち 高知			
			須崎	須崎	あき 安芸			
	松山				すまき 須崎	松山	松山	松山
					なかむら 中村			
			大洲	大洲	まつやま 松山			
			今治	今治	おおず やわたはま 大洲 八幡浜			
			西条	西条	いまばり 今治			
	宇和島	愛南			さいじょう 西条	宇和島	宇和島	宇和島
					にい はま しこくちゅうおう 新居浜 四国中央			
					うわじま 宇和島			
		愛南			あいなん 愛南			
計		4	11	4	25	7	9	10

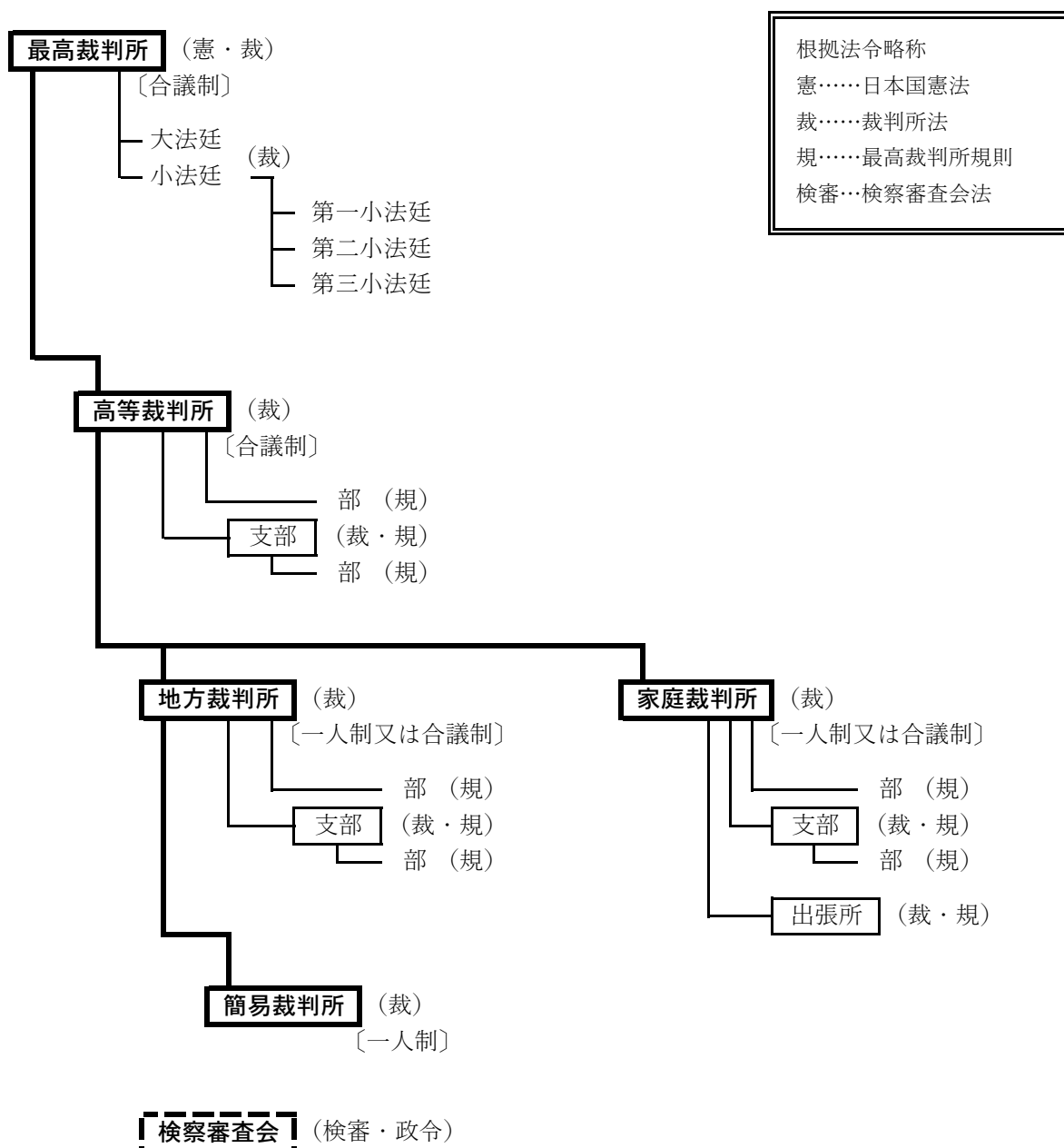
(注)

- 知的財産高等裁判所は、平成17年4月1日に知的財産高等裁判所設置法に基づき東京高等裁判所に特別の支部として設置された裁判所であり、同裁判所では東京高等裁判所の管轄に属する事件のうち、知的財産に関する事件を取り扱う（同法2条）。
- 福島富岡簡易裁判所の事務のうち、刑事事件に関する事務をいわき簡易裁判所が、民事事件に関する事務を含むその他の事務を郡山簡易裁判所が、それぞれ取り扱う。

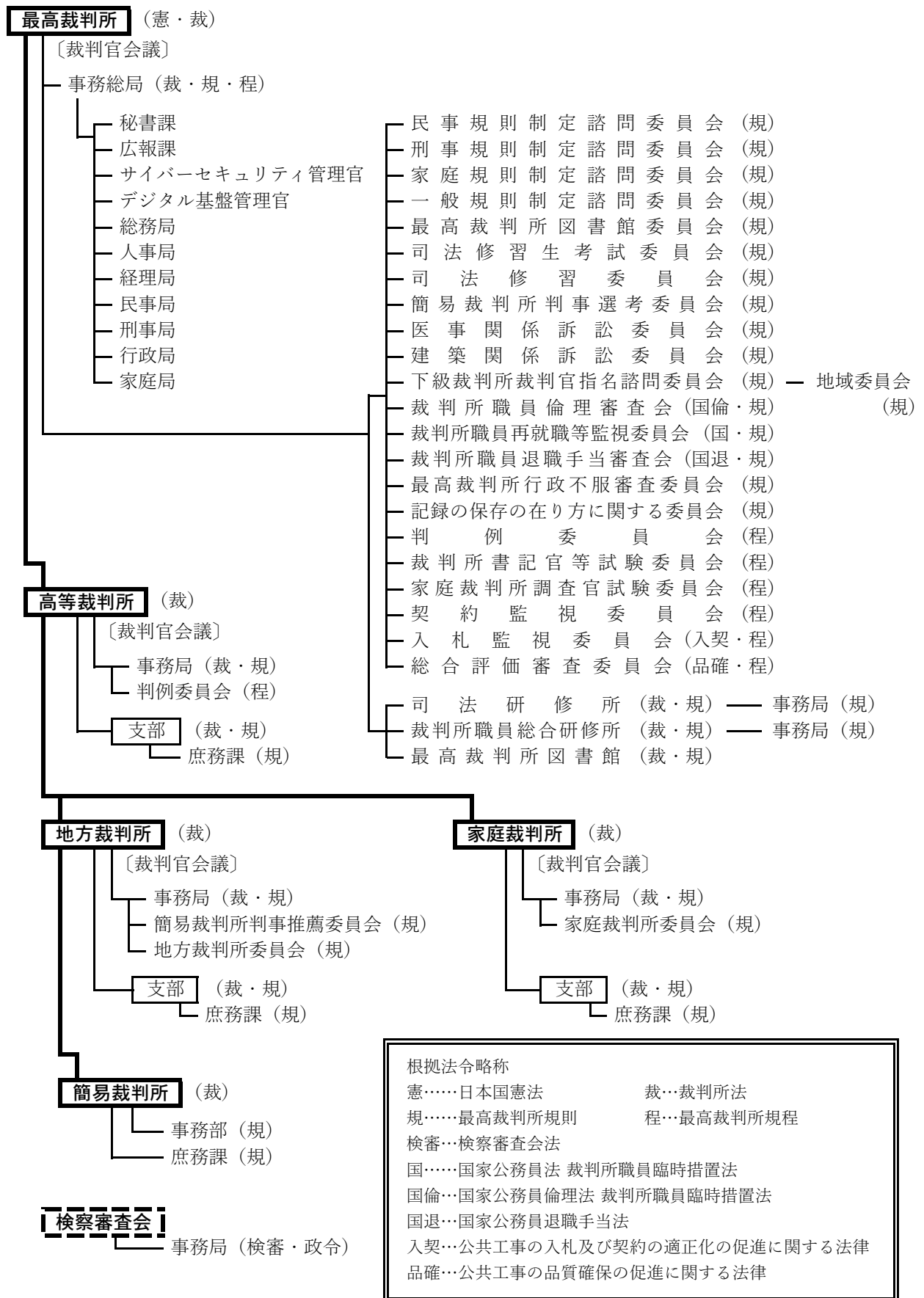
§ 3 裁判所機構図

裁判所の機構は、日本国憲法や裁判所法などの各種法令に基づき定められており、大別すると、裁判部門と司法行政部門に分けられます。裁判部門では、裁判官が合議制又は一人制で各種の事件（民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件）を審理裁判します。司法行政部門では、意思決定機関である裁判官会議のもと、これを補佐する機関として事務総局や事務局（総務課、人事課、会計課等）、研修所などが設置され、裁判事務の合理的、効率的な運用を図るため、人や設備などの面で裁判部門を支援する事務を行っています。このほか、司法行政に関する事項について調査審議する各種の委員会が設置されています。

－ 裁判部門 －



（注） 特別の支部として、東京高等裁判所に知的財産高等裁判所が設けられている（知的財産高等裁判所設置法）。



（注） 知的財産高等裁判所には、「知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議」、「知的財産高等裁判所事務局」が置かれている（知的財産高等裁判所設置法）。

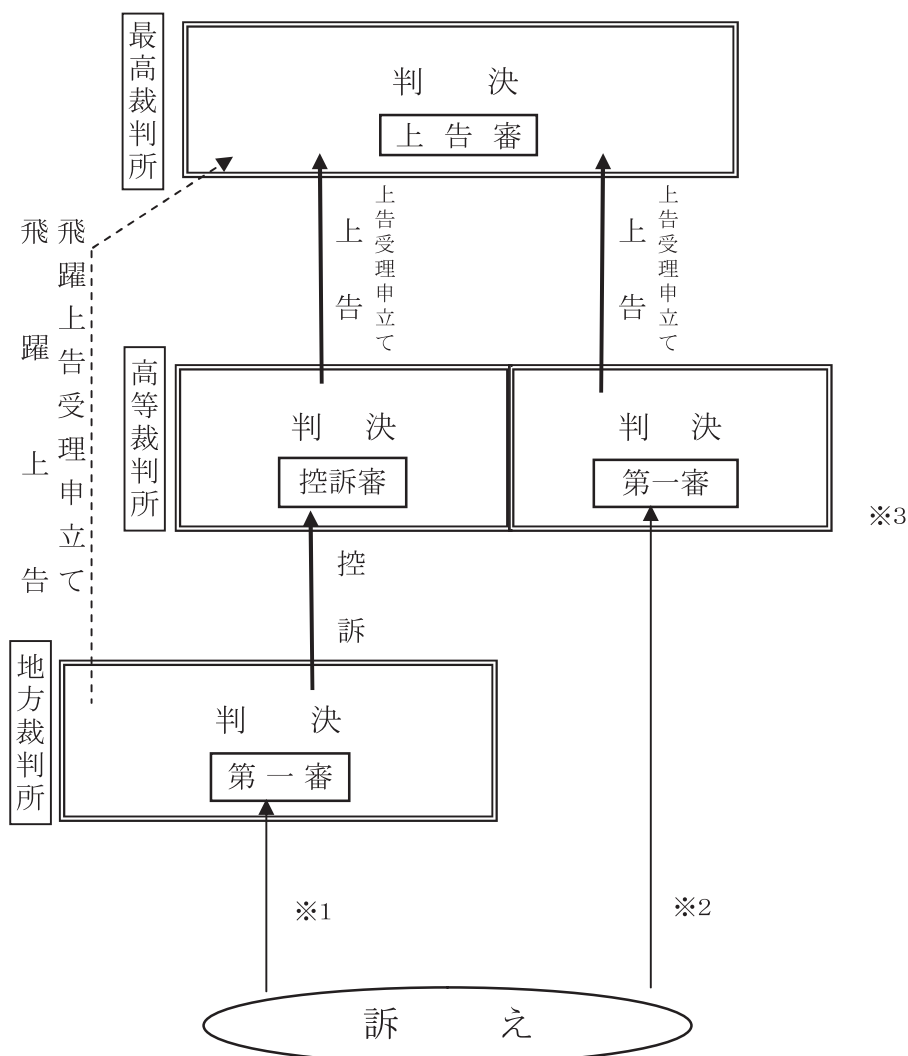
§ 4 裁判所審級図

裁判所における訴訟手続には、第一審、第二審、第三審の三つの審級が設けられています。原則として、第一審の裁判所の判決に不服のある当事者は、第二審の裁判所に不服申立て（控訴）をすることができ、第二審の裁判所（控訴審）の判決に不服のある当事者は、更に第三審の裁判所（上告審）に不服申立て（上告）をすることができます。上告審では、原則として、新たに事実を認定し直すことはなく、法律上の問題（憲法違反又は法令違反の有無）を審理します。

このように、異なる審級の裁判所に事件を審理させ、第三審までの不服申立てを認める制度を三審制度といいます。訴訟手続以外の家事事件や少年事件における審判手続においても、抗告、特別抗告等といった三審構造がとられています。

地裁民事・行政事件、簡裁民事事件、人事訴訟事件、刑事事件、家事事件、少年事件の各事件別の審級については、(1)～(8)のとおりとなっています。

(1) 地裁民事・行政事件



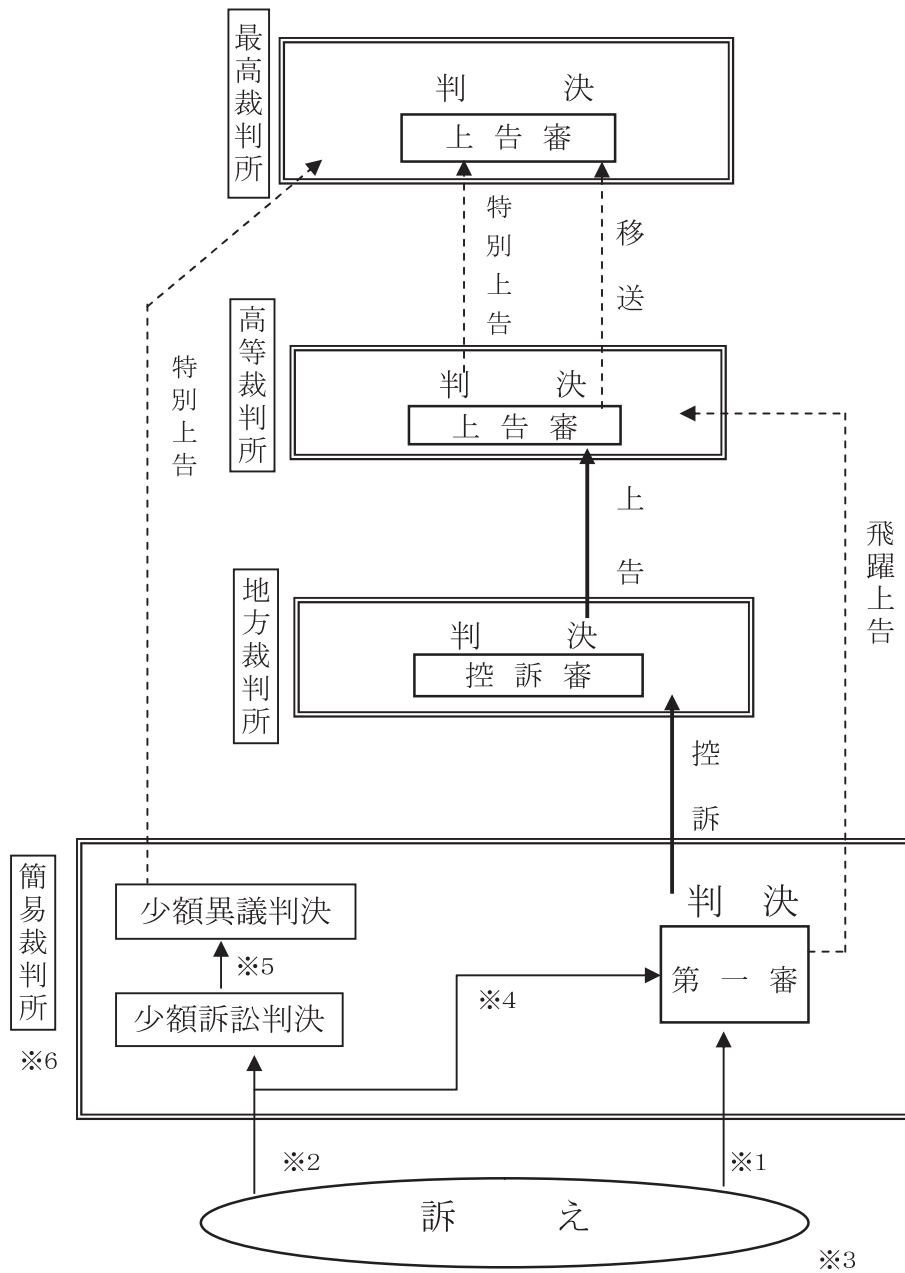
※1 一般行政事件・訴額140万円超過の請求に係る民事事件（ただし、訴額140万円以下の請求に係る民事事件のうち、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）

なお、本来の訴えのほかに、地方裁判所に申し立てられる労働審判事件については、労働審判に対して異議の申立てがあったときは、地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。

※2 特殊行政事件（選挙に関する行政事件等。さらに、東京高等裁判所は、特許法178条1項、海難審判法44条1項等の法律により特別に定められた事件について専属的第一審裁判権を有する。）

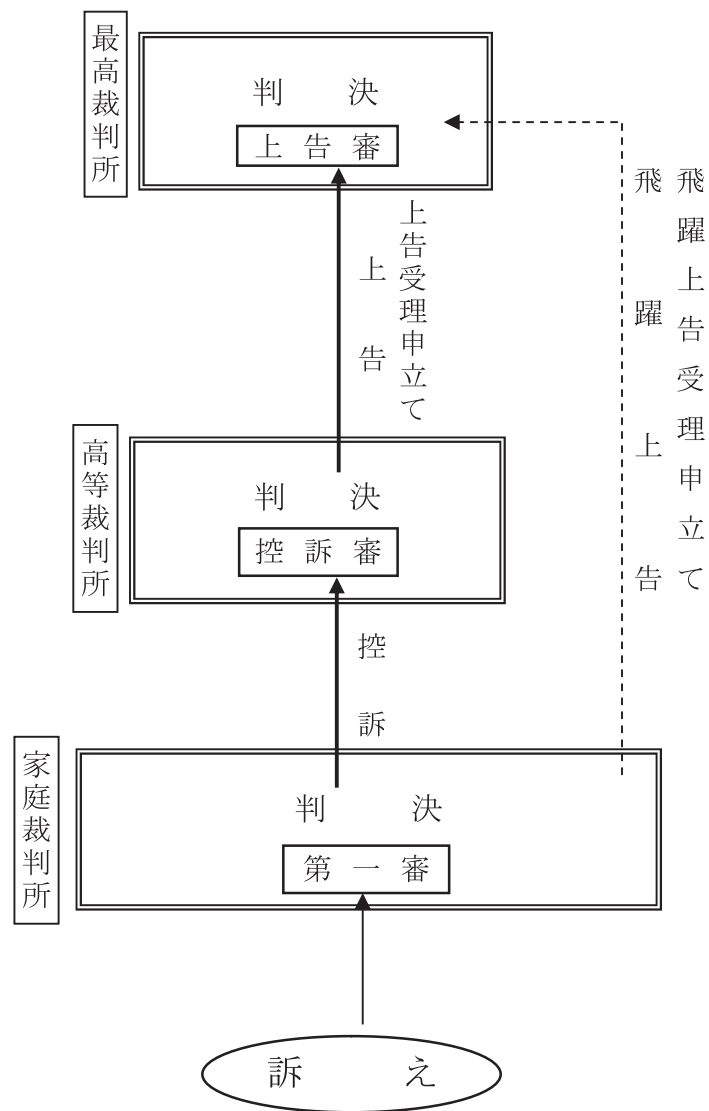
※3 知的財産高等裁判所設置法2条に定められる事件については、知的財産高等裁判所で扱われる。

(2) 簡裁民事事件



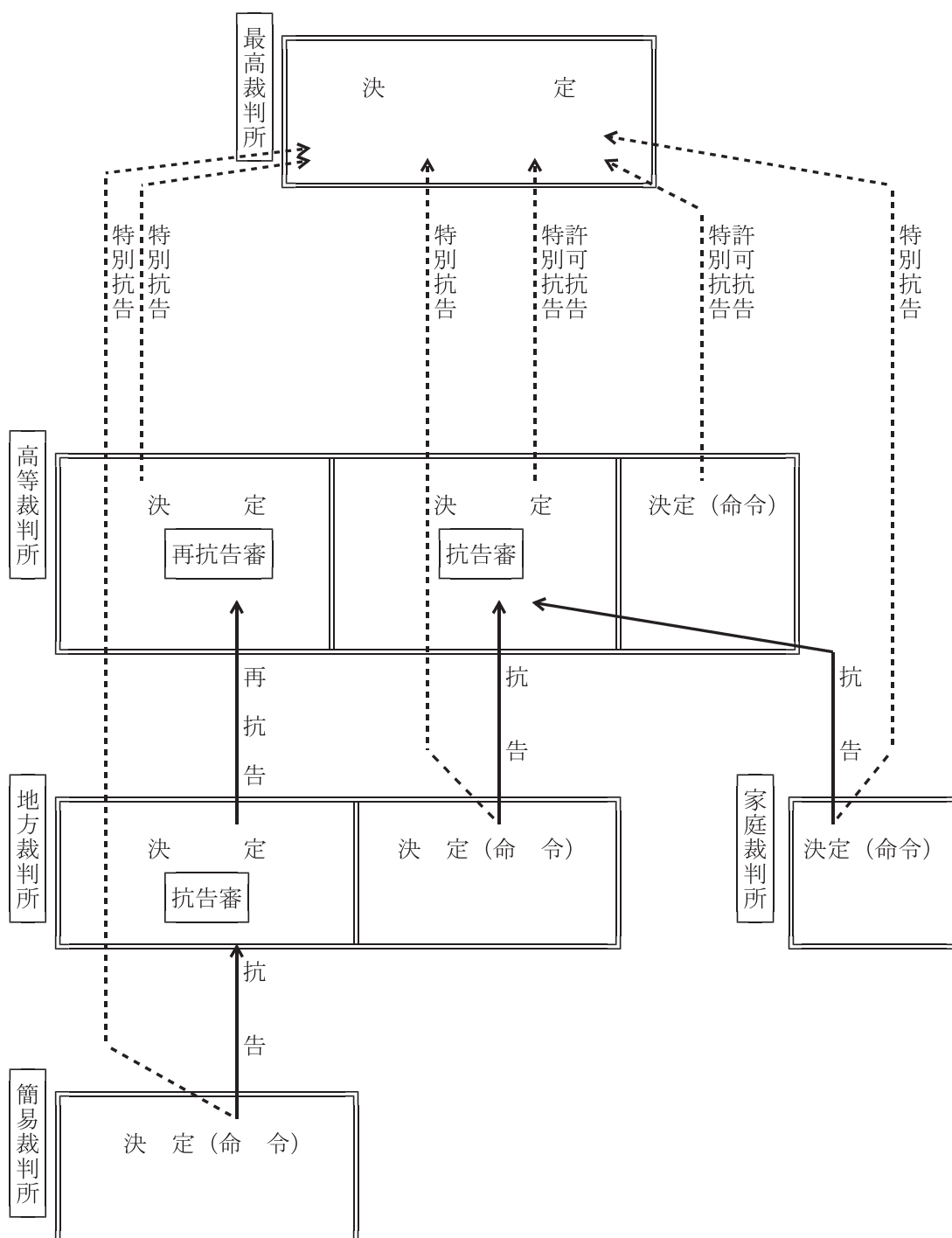
- ※１ 訴額１４０万円以下の請求に係る民事事件（ただし、不動産に関する訴訟については、地方裁判所、簡易裁判所の競合管轄）
- ※２ 訴額６０万円以下の金銭支払請求で、少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述のあるもの。
- ※３ 本来の訴えのほかに、簡易裁判所に申し立てられる支払督促については、異議の申立てがあったときは、その目的の価額（訴額）に従い、簡易裁判所又は地方裁判所に訴えの提起があった場合と同様の手続で処理されることになる。
- ※４ 裁判所による決定又は被告の申述により通常の手続に移行したもの。
- ※５ 少額訴訟判決に対して異議が申し立てられると、通常の手続による審理及び裁判が進められる。
- ※６ 民事調停の申立てについては、その目的の価額にかかわらず、簡易裁判所の管轄となる（地方裁判所で処理することについて合意のあるものや鈹害調停等を除く。）。

(3) 人事訴訟事件



(4) 民事事件・行政事件・人事訴訟事件（決定・命令手続）

（凡 例） 太線は抗告、再抗告を、点線は特別抗告、許可抗告を示す。



(5) 刑事事件

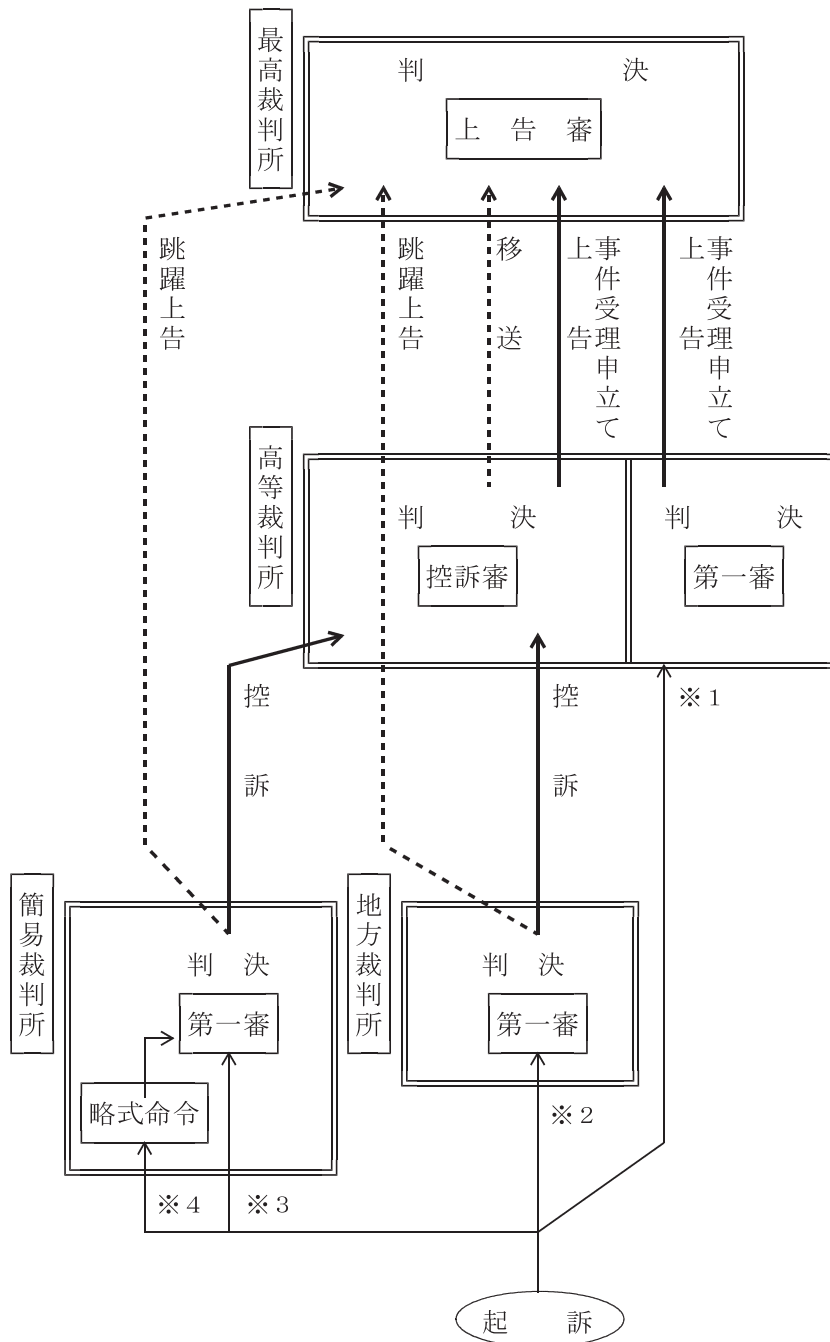
(凡 例) 太線は控訴、上告、事件受理申立てを、点線は跳躍上告、移送を示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注) ※1 内乱罪等（刑法77～79条）の罪に係る訴訟

※2 原則的な第一審裁判所

※3 罰金以下の刑に当たる罪、選択刑として罰金が定められている罪及び常習賭博、横領、盗品譲受け等の罪に係る訴訟

※4 簡易裁判所の管轄する刑事事件のうち、100万円以下の罰金又は料金を科すことが相当なもので、被疑者に異議がなく、検察官の請求があるもの。

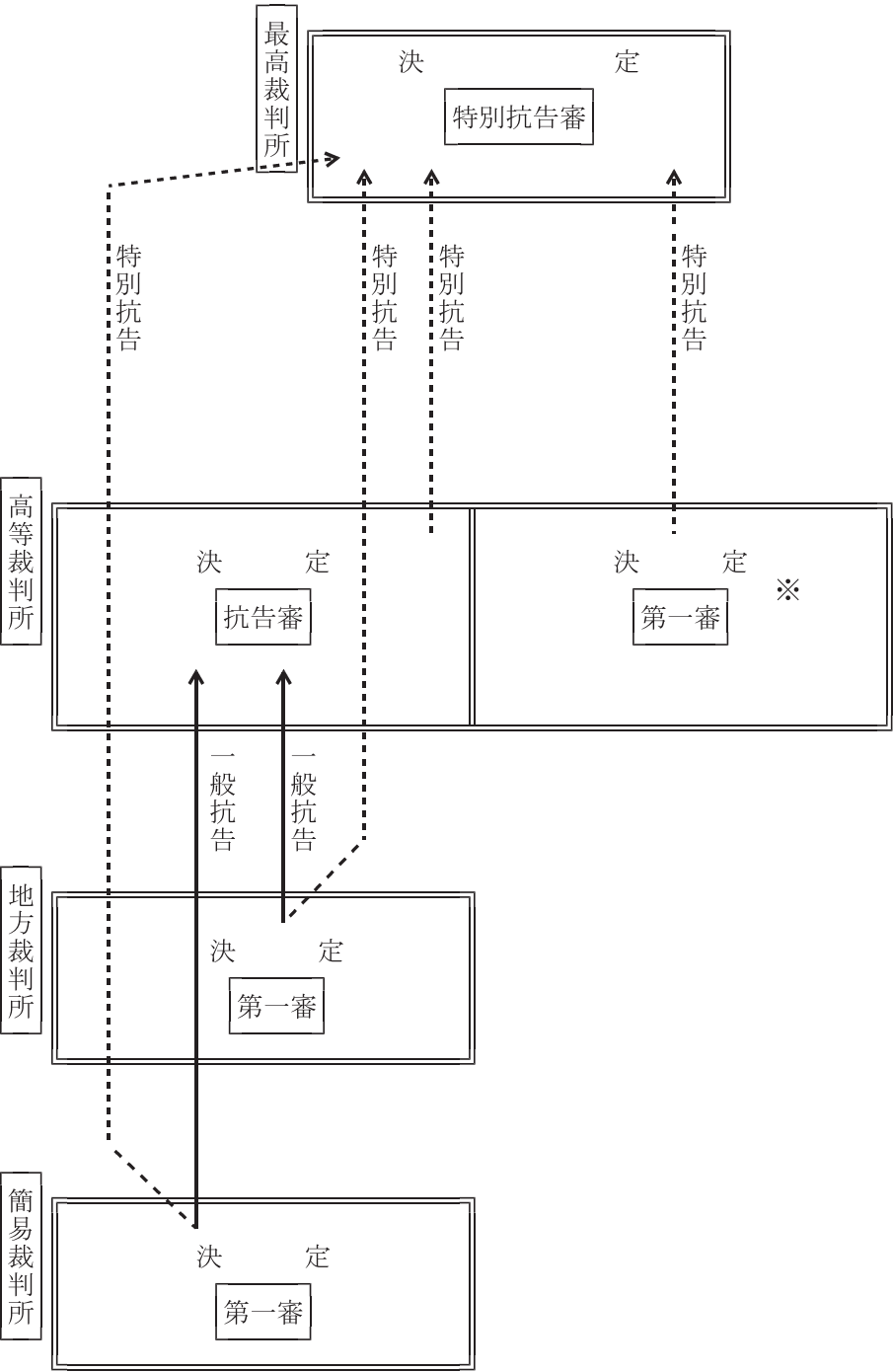


(6) 刑事事件（決定・命令手続）

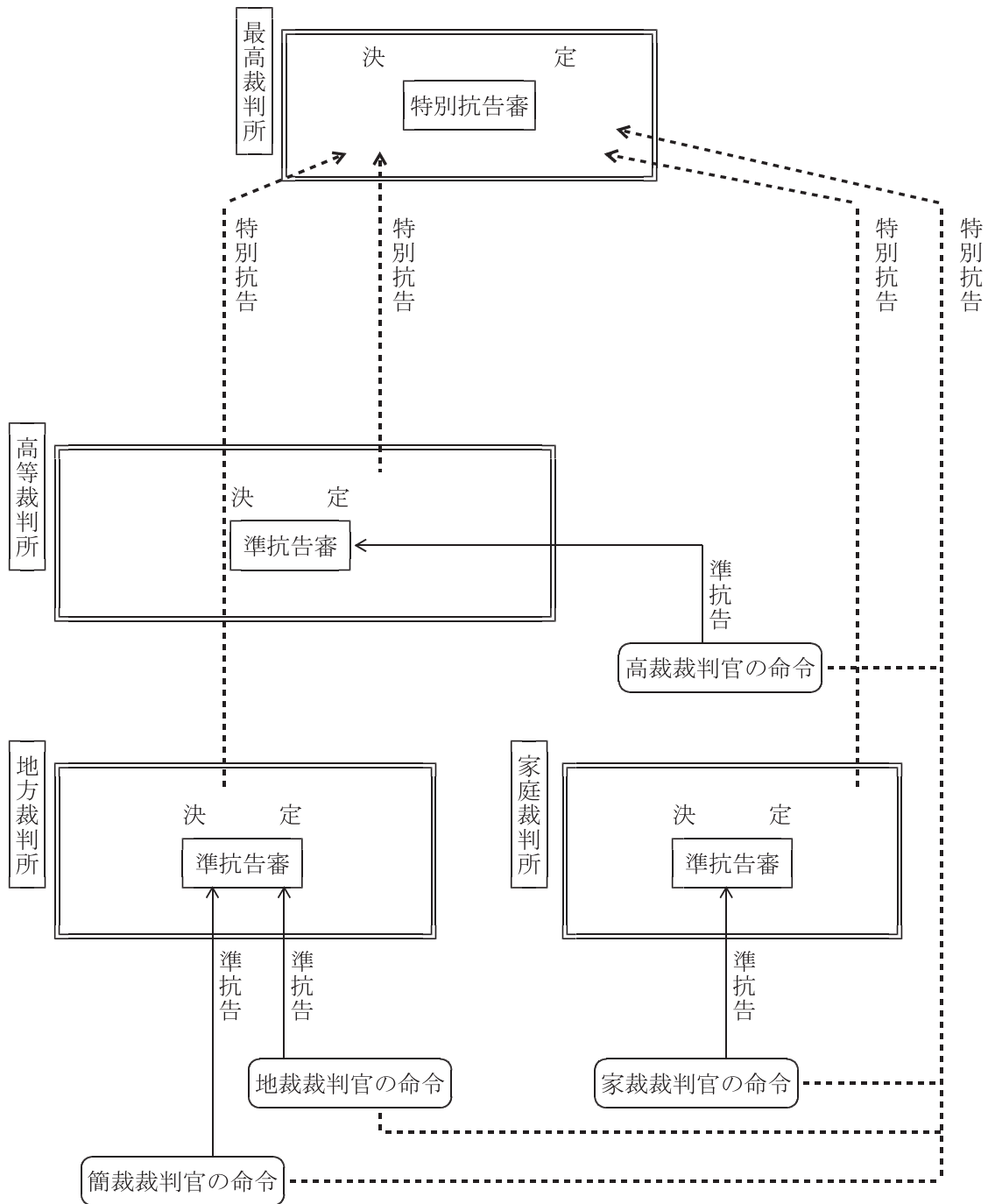
（凡 例） 太線は一般抗告（即時抗告、通常抗告）を、点線は特別抗告を示す。また、細線は準抗告を示す。

① 一般抗告（即時抗告、通常抗告）

（注）※ 高等裁判所の決定に対しては、抗告をすることはできない。通常抗告又は即時抗告の許される決定で高等裁判所がしたものに対しては、その高等裁判所に異議の申立てをすることができる。



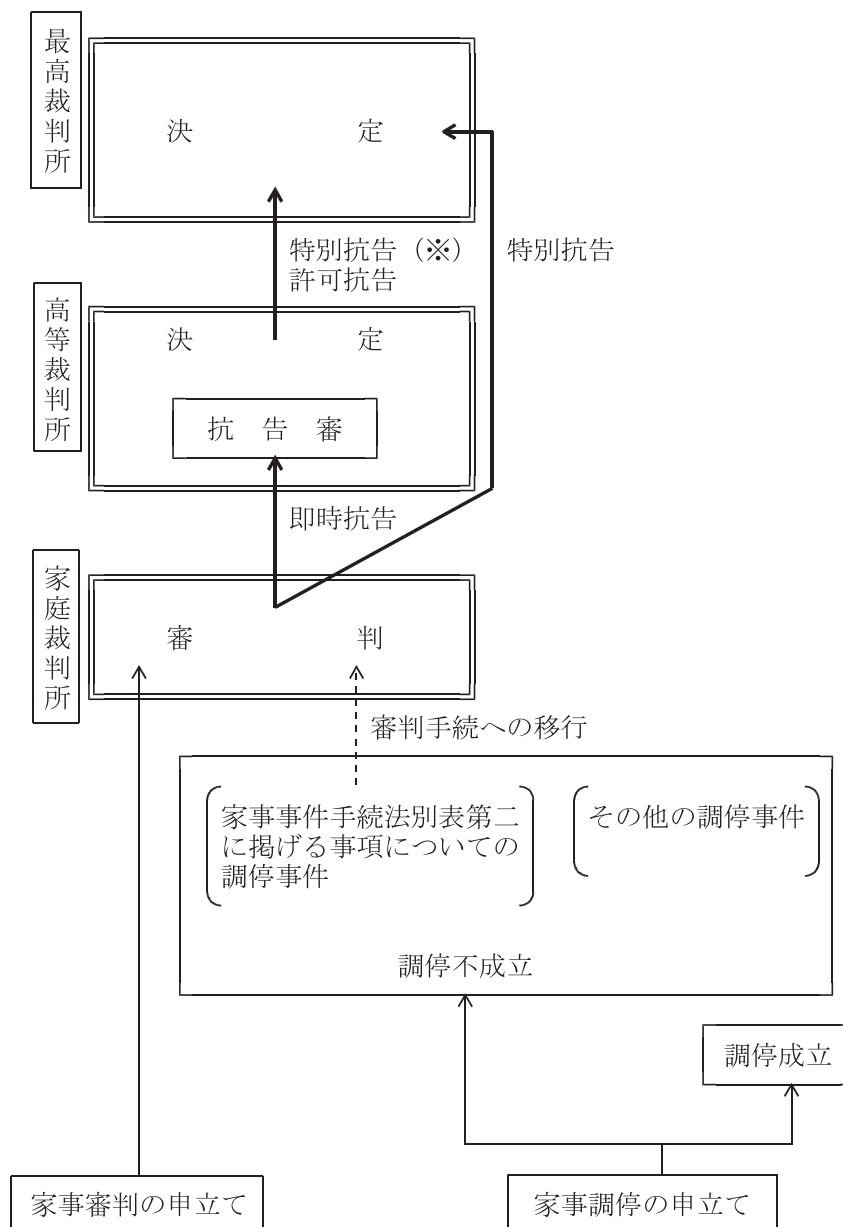
② 準抗告



(7) 家事事件

(凡 例) 太線は即時抗告、特別抗告、許可抗告を、点線は審判手続への移行を示す。また、細線は審級とは関係のない手続の流れを示す。

(注) ※ 再抗告は許されない。



(8) 少年事件

(凡 例) 太線は、抗告、再抗告又は抗告受理申立てを示す。また、細線は、審級とは関係のない手続の流れを示す。

- (注) ※ 1 検察官関与決定のあった場合においても、検察官からの申立てはできない。
 ※ 2 保護処分決定に対する少年側からの抗告
 ※ 3 検察官関与決定のあった場合においては、保護処分に付さない決定又は保護処分決定に対し、一定の事由を理由とするときに限り、検察官から抗告受理申立てができる。
 ※ 4 検察官、司法警察員、警察官、都道府県知事又は児童相談所長からの送致、家庭裁判所調査官からの報告、一般人、警察官又は保護観察所長からの通告
 ※ 5 年齢超過又は刑事処分相当の場合

